

受理官庁 I T	イタリア特許商標庁	附属書 C I T
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	イタリア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語、フランス語、ドイツ語又はイタリア語 <sup>1</sup> 。2005年2月10日の法令第30号第152条(2)の規定によると、イタリア居住者による英語、フランス語又はドイツ語での国際出願に関して、(イタリア)国内出願に基づく優先権を主張しない場合、又は当該国内優先権を主張したが国際出願を先の国内出願の出願日から90日以内にする場合には、発明の特徴を包括的に定義するイタリア語での要約及び該当すれば図面の写し(上述した法令第198条(1)の目的に限定したもの)を添付しなければならない。	
願書の提出に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? <sup>2, 3</sup>	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める <sup>4</sup> 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語(附属書D参照)である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない(PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される(「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である(2009年5月14日付公示(PCT公報)79頁参照)。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2017年11月23日付公示(PCT公報)179頁以降参照。

I T	イタリア特許商標庁 (続き)	I T
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR	30.99
国際出願手数料	EUR	1,233
30枚を超える1枚ごとの手数料	EUR	14
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR	185
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR	278
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料	優先権書類作成の請求 (手数料印紙による)	
	EUR	16
	更に4頁ごと又は4頁ごとの端数 (明細書・請求の範囲・要約・ 図面・出願証明書・資格証明書) (手数料印紙による)	
	EUR	16
	更に特許出願について	EUR 7
	又は実用新案について	EUR 5
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	EUR 15 (オンライン)	EUR 16 (紙形式) (手数料印紙による)
受理官庁は代理人を要求するか?	不 要	
誰が代理人として行為できるか?	知的所有権代理人組織委員会が開設した公式登録簿に登録されている弁理士 <sup>5</sup>	
	法令No. 206/2007に基づく手続に従い, 一時的に他の欧州連合加盟国で弁理士として実務する資格を有する欧州連合市民	
	各職業名簿に氏名が掲載されているイタリアの法律家若しくは弁護士, 又はその法律家若しくは弁護士を雇用する法律事務所 <sup>6</sup>	

[次頁に続く]

5 弁理士名簿は Ordine dei Consulenti in Proprietà Industriale (知的所有権代理人組織委員会) から取得できる (<https://www.ordine-brevetti.it>)。

6 詳細は <https://www.consigliozionaleforense.it> を参照されたい。

## 委任状の提出要件の放棄

受理官庁は、別個<sup>7</sup>の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している<sup>7</sup>

別個<sup>7</sup>の委任状が要求される特別の状況

次の場合、受理官庁は引き続き委任状の提出を要求する。

代理人が次に該当しない時：

－イタリアにおける実務が許可された弁理士若しくは弁護士である（適切な公式登録簿若しくは職業名簿に登録されている）、又はその弁理士若しくは弁護士を雇用する法律事務所である

－他の欧州連合加盟国での実務資格を有する弁理士若しくは弁護士であって、イタリアにおける一定の専門家としての活動が一時的に認められている（法令No. 206/2007を参照）

代理人が行為する資格に関して合理的な疑義がある場合

共通の代表者の場合

受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している<sup>7</sup>

包括委任状の写しが要求される特別の状況

次の場合、受理官庁は引き続き委任状の提出を要求する。

代理人が次に該当しない時：

－イタリアにおける実務が許可された弁理士若しくは弁護士である（適切な公式登録簿若しくは職業名簿に登録されている）、又はその弁理士若しくは弁護士を雇用する法律事務所である

－他の欧州連合加盟国での実務資格を有する弁理士若しくは弁護士であって、イタリアにおける一定の専門家としての活動が一時的に認められている（法令No. 206/2007を参照）

代理人が行為する資格に関して合理的な疑義がある場合

<sup>7</sup> 2021年3月1日以降に行われた国際出願について。国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。